

平成22年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成22年3月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年3月5日	9時30分	議長	酒井恵明	
	散会	平成22年3月5日	11時36分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	毛利俊治	
	税務住民課長	安永靖文				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町政報告
日程第 4	第 2 号議案	基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例の制定について  ( 3月10日の訂正請求により「基山町ひまわり館設置条例の制定について」に訂正 )
日程第 5	第 3 号議案	基山町放課後児童クラブ条例の制定について
日程第 6	第 4 号議案	基山町課設置条例の一部改正について
日程第 7	第 5 号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 6 号議案	基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 9	第 7 号議案	基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10	第 8 号議案	基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第11	第 9 号議案	基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
日程第12	第10号議案	基山町敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第13	第11号議案	基山町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部改正について
日程第14	第12号議案	基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について
日程第15	第13号議案	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第16	第14号議案	基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について
日程第17	第15号議案	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第18	第16号議案	平成21年度基山町一般会計補正予算(第6号)
日程第19	第17号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

日程第20	第18号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第3号）
日程第21	第19号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第22	第20号議案	平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）
日程第23	第21号議案	平成22年度基山町一般会計予算
日程第24	第22号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第25	第23号議案	平成22年度基山町老人保健特別会計予算
日程第26	第24号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	第25号議案	平成22年度基山町下水道特別会計予算
日程第28	報告第1号	基山町土地開発公社の業務報告について

～ 午前 9 時 30 分 開会 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年第 1 回基山町議会定例会を開会します。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、原三夫議員と平田通男議員を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より24日までの20日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第 3 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第 3 . 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成22年第 1 回定例町議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が、基山町放課後児童教室の設置及び管理条例の制定について、基山町放課後児童クラブ条例の制定について、基山町課設置条例の一部改正について外11件、予算関係が、平成21年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）、平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予

算（第5号）、平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第3号）、平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）、平成22年度基山町一般会計予算、平成22年度基山町国民健康保険特別会計予算、平成22年度基山町老人保健特別会計予算、平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、平成22年度基山町下水道特別会計予算、並びに報告を1件お願いをいたしております。

さらに、会期中、地方税法の一部を改正する法律に伴う基山町税条例の一部改正について及び基山町国民健康保険条例の一部改正についての追加議案をお願いしたいと思っております。しかしながら、国会の審議いかんによっては、会期内に議案提出ができない場合がありますので、その場合は専決処分をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われていますが、それに先立ち、2月22日に、町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火パレードが行われました。消防関係者を含め約230人により、JA基山支所から基山総合体育館までパレードを行い、火災予防の啓蒙に努めました。

次に、町制施行70周年記念事業についてでございます。町制施行70周年記念事業の一環として計画いたしましたふれあいフェスタにつきましては、新型インフルエンザの影響により中止をいたしました。商工会青年部による基山駅前のイルミネーション点灯式をもって70周年記念事業を終了いたしました。1年間、町民の皆さんの御協力により、記念すべき節目の年を迎えることができましたことに感謝を申し上げます。

次に、基山町協働のまちづくり支援自販機の本年度の基金額は2,001,554円となっております。本年度も、この基金を活用した事業に取り組んでおります。

次に、協働のまちづくり制度の地区説明を平成21年10月17日から実施し、全17地区に出向き、説明会を開催いたしました。説明会への参加者は、約1,000名程度でございました。

次に、長期の経済不況に伴い、中小企業信用保険法、いわゆるセーフティーネットに基づく特定中小企業申請の2月末の認定申請件数は、売上高減による申請が29件、利益率の減による申請が3件となっております。

次に、こども課関係についてでございます。平成22年度の保育園、学童保育の入所募集を1月22日から行っております。2月末までの申し込みは、基山保育園189名、たんぼぼ保育

園117名、ひまわり教室110名、コスモス教室64名となっております。

次に、下水道事業についてでございます。12月16日、下工21補第7号高島処理区第739号外（南12丁目）污水管築造工事施工中にガス爆発事故が発生いたしました。現在、警察において事故原因について調査がなされておりますので、調査結果が出た段階で何らかの対応を検討することにいたしております。

次に、公共交通の利便性向上についてでございます。12月1日より乗り合いタクシーの試験運行を行っていますが、1月31日までの登録状況は522人となっており、12月1日から1月16日までの第1期運行での利用者は169人でした。現在、第2期運行を行っております。また、交通手段に関するアンケート調査を実施いたしましたので、今後は試験運行の実績とアンケート調査結果等をもとにして、循環バスの運行とあわせてより利便性のある公共交通体系を検討してまいります。

次に、教育委員会関係についてでございます。春の県体として、第50回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月19日から21日まで行われました。三養基郡の代表として監督、コーチ以下31名、うち基山町から20名の選手の方が選抜されました。選手一丸となって各区間で戦った三養基郡チームは、第11位の成績でした。中でも、本町の古野達也選手が第3区間で力走り、区間賞に輝きました。

次に、12月20日に発生した町民会館看板落下事故につきましては、町民の皆様には大変御心配をおかけいたしました。落下原因につきましては現在警察において調査中ですが、今後このようなことがないように指定管理者とも協議し、なお一層安全に配慮してまいります。

次に、寄附金の報告についてでございます。たんぽぽの会代表、井村重臣様より12月2日に80千円、基山ライオンズクラブ様より12月14日に145千円、基山町大字宮浦343番地 - 6、松隈善行様より12月18日に100千円、基山町大字小倉533番地 - 3、中川千代子様より1月4日に30千円、基山町大字園部761番地 - 4、久保山節子様より1月18日に10千円を、いずれも基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領をいたしております。

次に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。ふるさと応援寄附金に平成22年2月までに8件、2,750千円の寄附がありましたので、ふるさと応援基金に積み立てております。

以上をもって町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～28 第2号議案～第25号議案、報告第1号

議長（酒井恵明君）

日程第4．第2号議案より日程第27．第25号議案まで、並びに日程第28．報告第1号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第2号議案 基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例の制定についてより、順次提案理由の説明を申し上げます。

第2号議案は、提案理由といたしましては、基山町放課後児童教室の建設に伴い、教室の適切な管理運営を行うため、基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の制定についてでございます。この議案につきましては、放課後児童クラブの分割及び対象学年の拡大に伴い、放課後児童クラブの適切な運営を行うため、基山町放課後児童クラブ条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。これにつきましても、担当課長より補足説明をいたします。

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、本町の厳しい財政状況を踏まえ、管理職を配置し、中・長期の財政基盤の確立を図るため、総務課を分割し、財政課を設置することに伴い、基山町課設置条例の改正をするものでございます。

第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第6号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、それから第7号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、労働基準法の改正及び人事院の給与等に関する勧告にかんがみ、一般職員の時間外勤務手当支給割合の改正及び時間外勤務代休時間の新設を行う等の必要が生じたため、基山町職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第8号議案 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、基山町行政改革実施計画（平成18年10月1日）に基づき日当の削減を実

施するため、基山町職員の旅費に関する条例を改正するものです。日帰り旅行については日当を支給しないとするものでございます。

第9号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてでございます。民法141条では、期間はその末日の終了をもって満了することになっていますが、第142条で、期間の末日が休日に当たるときは、期間はその翌日に満了することになります。そのため、ただし書きを改めて、納付する人に有利になるように基山町保育料徴収に関する条例を改正するものでございます。

第10号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、高齢化の進展や平均寿命が延びる中で、より優先度の高い高齢者施策や介護保険制度等施策の基盤となる事業の充実や継続を図るため、現金支給の敬老祝い金の見直しを行うのに伴い、基山町敬老祝金支給条例を改正するものです。内容につきましては、これまで支給しておりました祝い金の額70歳5千円を0円、それから77歳10千円を5千円に、88歳20千円を10千円、90歳20千円を10千円、99歳30千円を15千円、100歳50千円を30千円に改めるものでございます。

第11号議案 基山町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、施設、在宅福祉サービスの充実により家族介護から社会介護へ移行していく中で、より障害者施策の充実や継続を図るため、現金支給の見直しを行うのに伴い、基山町重度心身障害者福祉年金支給条例を改正するものです。内容につきましては、支給額16千円を8千円に改めるものです。

第12号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、子育て交流広場運営事業を保健センターで実施することに伴い、基山町保健センター設置及び管理条例を改正するものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第13号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。民法141条では、期間はその末日の終了をもって満了することになっていますが、第142条で、期日の末日が休日に当たるときは、期間はその翌日に満了することになります。そのため、ただし書きを追加して、納付する人に有利になるよう基山町営住宅設置及び管理条例を改正するものでございます。

第14号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正についてござ

います。提案理由といたしましては、基山小学校改築事業に伴い、ふれあい館を取り壊しましたため、基山小学校及び中学校屋内運動場使用料条例を改正するものです。内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第15号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、母子家庭医療制度や児童手当の拡充及び子ども手当の制定等、広い児童を対象とした母子福祉、児童福祉助成制度が拡充されており、父母の両方または一方が死亡した児童のみを対象とする本制度については事業の公平性が欠けるため、基山町児童福祉年金の支給に関する条例を廃止するものでございます。

第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第6号）でございます。これにつきましては、現計予算5,537,005千円に今回56,222千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額5,480,783千円をお願いするものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第17号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。これにつきましては、現計予算1,694,109千円に46,699千円を増額いたしまして、歳入歳出の予算総額1,740,808千円をお願いするものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第18号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第3号）でございます。これにつきましては、現計予算7,384千円に5,797千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額1,587千円をお願いするものでございます。内容につきましては、平成20年3月までの老人保健医療給付費の過誤調整支払い額の減に伴う更正でございます。

第19号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。これにつきましては、現計予算180,985千円に今回11,579千円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額169,406千円をお願いするものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第20号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）でございます。これにつきましては、現計予算754,220千円に今回8,594千円を増額いたしまして、歳入歳出の予算総額762,814千円をお願いするものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第21号議案 平成22年度基山町一般会計予算、第22号議案 平成22年度国民健康保険特別

会計予算、第23号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計予算、それから第24号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、第25号議案 平成22年度基山町下水道特別会計予算につきましては、お手元に差し上げております基山町各会計予算編成方針をお目通しをいただきまして提案理由の説明にかえさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それではここで、平成22年度施政運営方針について説明をさせていただきます。

平成22年度施政運営方針。

平成22年度第1回定例議会の開会に当たり、提案いたしております平成22年度当初予算を初め、今後の町政運営について所信の一端を申し上げます。

我が国の経済につきましては、一昨年秋の世界的な経済危機から徐々に回復傾向は見られるものの、円高や物価の持続的な下落、高い失業率など、依然として厳しい状況にあります。国政においては、新政権が最重要施策として掲げた地域主権の確立に向けた動きが本格化し、夏にはその基本方針が策定される見込みであり、全国の自治体がその行方に注目をしております。

地域主権では、地域主権戦略会議での議論を踏まえ、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大などを含めた地方自治法の抜本的な改正も視野に入っております。地方財政につきましては、厳しい経済情勢のもと、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む一方で、社会保障関係費の増大や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が大幅に拡大することが想定されます。このため、厳しい財政運営を強いられている地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保に、地方交付税と臨時財政対策債が増額されております。

さて、去年は基山町制施行70周年という節目の年でした。平成22年は71年目として新たな年が幕をあけました。私は、新たなスタートに立ち、これまで先人たちの御努力により順調に拡大発展してきた基山町がこれからの30年そして50年と存続可能な将来像と、その筋道を考えるときだと思っております。将来像を考えると、合併も一つの選択肢という議論もありましょうが、それは余り急がずに慎重な検討が必要であり、今はそれよりも基山町が基山町らしくさらに発展することを模索していきたいと思っております。それには、次の3つの柱をもとに、その実現に向け、町政運営に努力してまいりたいと考えております。

その1つ目は、いま一度基山町の魅力に自信を持つことでございます。町外の方からよく、

基山は交通の便利がよく、道路、施設も整って自然も多く、いいところですねと言われます。私もそう思っております。それに、人情も厚く、そしてそこに身近でみんなが必要とされている行政サービスを提供すれば、ほかの町には負けないすばらしい住空間となるはずで。恵まれた自然環境、歴史と伝統、文化を発信し、それらを継承しつつ、安心して暮らせる生活環境の中でだれもが住みたいまちづくりを進めていくことによって、今問題の人口の減少及び少子化をも克服してまいりたいと思います。

2つ目は、常に健全財政を考えることです。バブル期から基山小学校建設までの間、一般会計の財政規模は50億円から70億円でありました。今後の基山町の財政状況の見通しを考えますと、大き過ぎる額だと思えます。今回、予算編成に当たりましては、厳しい財政状況が続いていきますので、経常経費の削減により政策経費の確保を図ってまいります。政策経費では、事業の必要性、重要性を十分に検討し、町民の方に効果的で効率的な事業執行となるように、事業内容の精査や財源確保のためにさらなる努力を行ってまいります。

3つ目は、協働のまちづくりです。私は、まちづくりは町民が主役であるとの思いに立ち、これまでさまざまな試みで協働のまちづくりを探ってまいりましたが、協働には、行政だけではなく議会や町民、NPO等の皆さんが互いの立場を理解し、尊重しながら、それぞれの力を存分に発揮して、1万8,000人の町民のために住みよい町をつくっていくことが必要です。これからも適切な情報提供も行い、町民の力が最大限に発現できるよう協働のまちづくりを進めてまいります。

続きまして、本年度の予算、主な施策について若干説明をいたします。

本町の平成22年度予算につきましては、予算編成の基本であります、入るをはかりて出るを制すの姿勢に立ち、基山町行政改革実施計画書で示された財政健全化に向けた内容を引き続き考慮しつつ、行政経営会議での事業仕分けも行い、予算編成を行ったところでございます。

結果としましては、一般会計におきましては、基山小学校の改築事業は21年度で終了しましたが、子ども手当が新設されたことにより、平成21年度の当初予算との対比で6,372千円増の5,028,099千円と、ほぼ同額の予算を計上しております。特別会計につきましては、国民健康保険特別会計1,587,654千円、老人保健特別会計558千円、後期高齢者医療特別会計177,961千円、下水道特別会計708,704千円の予算を計上いたしております。一般会計と特別会計の合計額では7,502,976千円、平成21年度の予算当初との対比で9,614千円増の予算を計

上いたしております。

平成22年度における主な事業のうち新規に取り組むものとしたしましては、総務関係では基山町PRパンフレット作成事業、厚生福祉関係では介護基盤緊急整備等事業補助事業、それから育児教室委託事業、環境行政関係ではLED化工事、商工関係では観光活性化事業、まちづくり関係では城戸1号線及び本桜・城の上線の道路改良測量設計、それから塚原1号線道路改良事業、高島団地内道路改良事業等がございます。主な継続事業としたしましては、介護保険事業、障害者自立支援事業、塵芥処理事業、広域ごみ処理施設運営事業負担金、し尿処理事業負担金、総合公園整備事業、消火栓維持管理事業負担金、基肄城跡水門石垣保存事業等を実施いたします。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費が3,700千円、共同事業拠出金が25,710千円増加しましたが、後期高齢者支援金が9,930千円、介護保険金が6,030千円の減額となり、会計全体では前年との対比で25,830千円の増額となっております。

老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度へ移行したため、会計全体の予算総額が550千円と大幅に縮小しております。

それから、後期高齢者医療特別会計では、保健事業費が670千円減となっておりますが、会計全体では前年とほぼ同額の予算となっております。

下水道特別会計につきましては、公共下水道工事が27,000千円の減、公債費が16,000千円の増となり、前年との対比で9,400千円の減額で計上いたしております。

次に、町政の運営について説明を申し上げます。

初めに、機構改革についてであります。機構改革につきましては、平成20年度の大規模な機構改革、さらには副町長を置かないこと等の改革を行ってまいりました。しかしながら、現状を検証し、厳しくなっていく町財政を考慮しますと、管理職を配置し、中・長期の財政基盤の確立が喫緊の課題との思いから、総務課を分割し、財政課を設置することにいたしました。組織機構につきましては、今後も検証を行い、適宜改革を行ってまいります。

次に、行政改革についてでございます。今年度は、平成18年度から始まった第4次基山町行政改革実施計画の最終年度に当たります。これまで、実施計画書に基づき、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら行財政改革に取り組んでまいりました。進捗状況につきましては、広報等でお知らせしてきたところでございます。今回、改善項目の一つであります日当の削減として、日帰り旅行については日当を支給しないことにしましたので、議案とし

て基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを提案いたしております。関連する条例もございますので、御理解をいただきたいと思っております。実施計画書に示されております改善項目の未達成項目につきましては、実施に向け、精力的に取り組んでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてであります。男女共同参画の推進につきましては、基山町男女共同参画推進プラン策定委員会において、男女共同参画に関する意識調査を参考にして、基山町が取り組むべき施策や課題について協議、検討がなされております。推進プラン策定後は、施策等の実施に向けた庁内各課の連携強化を図り、男女共同参画推進体制の整備を進めてまいります。

次に、放課後児童健全育成事業についてであります。放課後児童健全育成事業につきましては、基山小学校敷地内に建設しておりました放課後児童教室が完成いたしますので、4月より、放課後児童クラブのひまわり教室、定員110名として活用してまいります。またさらに、放課後児童クラブにつきましては、対象学年を4年生まで拡大し、延長保育及び学校休業日も利用できるように充実を図り、保護者の理解を得ながら対象児童の健全な育成に努めてまいります。

子育て交流広場運営事業につきましては、これまで旧庁舎別館会議室で行ってまいりましたが、手狭であり、何かと利用に支障を来しておりましたので、今年度から保健センターで実施するよういたしました。保健センターには保健師並びに栄養士がおりますので、保護者からの相談に応じ、情報の提供や助言ができますので、これまで以上の運営になるものと思っております。

次に、福祉関係についてでございます。今後も進展する高齢化や平均寿命が延びる中で、より優先度の高い高齢者施策や介護保険制度の基盤となる事業の充実や継続を図るため、さらに、施設や在宅福祉サービスの充実により家族介護から社会介護へ移行していく中で、より障害者施策の充実や継続を図るための政策経費の原資とするために、敬老祝い金及び重度心身障害者福祉年金を減額することにいたしました。

また、児童福祉年金につきましては、母子家庭医療制度や児童手当の拡充及び子ども手当の制定など、幅広い児童を対象とした母子福祉、児童福祉助成制度が拡充されており、父母の両方または一方が死亡した児童のみを対象とすることにつきましては公平性に欠けるとの判断から、基山町児童福祉年金の支給に関する条例を廃止することにいたしましたので、御理解をお願いいたします。

なお、肺炎球菌ワクチン公費助成につきましては、対象年齢を75歳以上から65歳以上に拡大をいたしております。

次に、環境行政についてであります。地球温暖化防止の取り組みとして、公共施設の省エネ、グリーン化推進事業を活用し、庁舎蛍光灯及びけやき台団地の水銀防犯灯をLED化し、CO<sub>2</sub>並びに維持管理費の削減に努めてまいります。

また、WEB町長室に提案がありました閉庁後のリサイクルごみの回収につきましては、庁舎西側に仮設ではありますが資源物回収ステーションを設置し、多くの方に利用いただいております。資源物ごみの回収につきましては、一層の啓発を行い、リサイクル率のアップに取り組んでまいります。

次に、町道改良についてであります。町道改良につきましては、城戸1号線と本桜・城の上線の実施設計測量業務委託を計上いたしております。

神の浦ため池の埋め立て後の活用につきましては、今後十分検討してまいります。

次に、公園事業であります。基山総合公園事業につきましては、ことしは菖蒲坂ため池西側の造成工事を施工いたします。今後も造成工事を行いながら整備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。ことしの工事区域は北高島団地地区を予定しております。工事方法は、上下水道工事とあわせて施工し、消火栓につきましても3基設置するようにいたしております。

次に、緊急雇用対策であります。緊急雇用対策につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金を活用し、特別支援教育事業、住みよい環境整備事業、健やかな出産育児サポート事業、駅前の安全確保及び環境美化事業、固定資産データ整備事業、町税等収納率向上対策事業、放課後児童教室支援員設置事業、観光活性化事業及び協働のまちづくり推進事業に雇用の促進を図ります。その他、状況を見ながら臨時職員の募集も行ってまいります。

以上、新年度における主な施策でございます。平成22年度も大変厳しい行財政運営が予想されますが、いたずらに将来に不安を募らせ悲観的になることなく、まして否定的な発想からは豊かな未来は生まれません。元気に明るく、希望を持って前向きに進むべきだと考えます。私も、現場主義を基本としまして町民の皆様とともに汗をかきながら、町民一人一人が元気で明るい生活を楽しめるまちづくりを行っていく所存でございますので、議会を初め町民の皆様の御支援と御協力をよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

次に、報告事項でございますが、報告第1号 基山町土地開発公社の業務報告でございます。これは、担当課長より報告をいたします。

以上をもって報告を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長の提案理由の説明と平成22年度の施政運営方針との説明が終わりましたので、ここで担当課長の補足説明を求めます。

第2号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。こども課長。

こども課長（内山敏行君）

それでは、第2号議案 基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例の補足説明をさせていただきます。

放課後児童クラブを利用するため新たな施設を建設したことによりまして、地方自治法244条の2第1項の規定により施設の設置及び管理条例として整備するものでございます。

この施設につきましては、公の施設としての整備でございますけれども、一般に広く利用させるということではなく、学童保育に利用する施設、専用の施設ということでございますので、基山町放課後児童教室という施設名にしております。

第1条、設置のところですが、児童福祉法第34条の7の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、基山町放課後児童教室を設置するということでございます。

名称及び位置につきましては、名称は基山町放課後児童教室という施設名ということと、位置につきましては基山町大字宮浦39番地 - 1、基山小学校に設置するところでございます。

それと、第3条の事業につきましては、町長は教室において、この施設において、児童福祉法第6条の2第2項の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、必要な事業、いわゆる学童保育をこの場所で行いますということでございます。

第4条、管理につきましては、教室及びこれに付随する設備は町長が管理するということと、第5条、運営について、その設置目的に応じて適切に運営にしなければならないという責務を明示しております。

第6条、指導員につきましては、教室に指導員を置くということで明示しております。

この条例は平成22年4月1日から施行するということでございます。

以上、御審議いただきまして御可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、3号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。こども課長。

こども課長（内山敏行君）

それでは続きまして、第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の補足説明をさせていただきます。

児童福祉法第6条の2及び34条の7に規定する放課後児童健全育成事業を効率的に運営、実施するための条例として整備するものでございます。また、平成22年度からの教室の分割や対象学年の拡大、保育時間の延長などの実施に伴いまして、児童クラブの適切な運営を行うことと、子育て支援の重要な事業としての位置づけを明確にするために条例を整備するものでございます。

第1条の目的のところですが、この条例は、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業を行うため、基山町放課後児童クラブの設置及び利用について必要な事項を定めることにより、放課後または学校休業日の家庭において保育に欠ける小学生児童を対象として保育及び指導を行い、もって児童の健全な育成を図ることを目的とするということで上げております。

第2条の定義につきましては、この保育に欠けるという内容、保護者の方が仕事等をされてるというところで各号で掲げております。

第3条、名称及び位置というところで、ひまわり教室、位置は先ほどの条例と同じです、基山町大字宮浦39番地 - 1。次のページになりますが、コスモス教室、基山町けやき台2丁目2番地、若基小学校内ということでございます。

第4条の対象児童につきましては、町内に在住し、かつ保育に欠ける小学校1年生から小学校4年生までの児童とするということで、これまで3年まででしたけれども4年まで拡大してるということでございます。

第5条、保育時間及び開所日。基本的に月曜日から金曜日の保育時間は放課後から18時までということで、これまでと同じでございます。土曜日、学校休業日につきましても8時半から18時までということで実施をさせていただくということでございます。2号の延長保育時間、先ほどちょっと申しましたけれども、これまで6時まででしたけれども7時までということで、1時間の保育延長を実施するというところで上げさせていただいております。

それから、運営に係る指導員さんですけれども、第6条に主任の指導員さんを置くということで明示させていただいております。

それから、第8条の利用の制限というところで、第3号のところですが、この条文につきましては体が弱い児童の方や障害のある方をすべて断るということではございませんで、何らかの疾患等で特に専門的な知識があったりとか、見守りをしなければならないとか、看護が必要というような方につきましては、今のところ現在の指導員体制ではどうしても困難な場合も出てきますので、このような条文を設けております。指導員さんの体制でできる範囲であれば、当然見守りをして対象になるということでございます。

次のページにつきましては、第9条につきましては利用負担金につきまして明示しております。

それから、第10条につきましては、利用負担金の減免について明示をさせていただいております。

それから、附則のところで、利用料金に係ってまいりますけれども、経過措置として利用負担金は4月1日から8月31日までは次の表を適用しますということと、新料金につきましては、周知期間等を考慮いたしまして9月からお願いをしたいということでございます。

6ページをお願いいたします。別表の第9条関係でございます。利用負担金というところでございますけれども、学童保育の利用負担金につきましては、これまで月額一律1千円をお願いしておりましたけれども、これまでの運営費の推移や施設の整備費、今後の事業拡大などを考慮いたしまして見直しを行いました。また、平日の利用と土曜日や学校休業日の保育時間などの違いなど、利用実態に合わせて利用負担金を見直したところでございます。考え方としては、総事業費から県補助金を差し引きまして、その額を利用者の方と町でそれぞれ2分の1ずつ負担をお願いしたいということで基本料金といたしますが、料金を設定をさせていただきまして、これから日単価、時間単価等を計算させていただいております。

また、土曜日や学校休業日の利用につきましては、先ほど申しましたけれども、通常の保育時間、3時間から4時間程度になると思いますけれども、丸1日保育をするということになりますので、別料金ということで設定をさせていただいております。それから、延長保育につきましても、基本的には放課後から6時までというふうに考えておまして、その以降の時間につきましては延長保育ということですので、別料金で設定をさせていただいたところでございます。

それから、一番下の随時利用についてということで、これについては、通常土曜日利用しないけれども緊急で1日だけお願いしたいというような保護者の方もおられますので、土曜日の保育時間と延長保育時間につきましては、随時用の1回当たりの料金も設定をさせていただいております。

以上、御説明いたしました。御審議いただきまして御決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

続いて、第5号議案と第6号議案、第7号議案、関連がございますので、続けて担当課長の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから第7号議案、一括して説明をさせていただきたいと思います。

この議案につきましては、1カ月、月60時間を超える超過勤務、日曜またはこれに相当する日の勤務は除きますけれども、について超過勤務手当の支給割合を、100分の125または100分の135から100分の150に引き上げるものでございます。深夜につきましては、100分の150を100分の175にするものです。その際、超過勤務手当の支給の引き上げ分の支給にかえて、勤務をすることを要しない日または時間を指定する仕組みを導入するものでございまして、1カ月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、勤務をすることを要しない日または代替え、代休日を指定することができるというものでございます。代休を指定した場合でも、現行の超過勤務手当による支給は必要となってきます。

それでは、新旧対照表をもって説明をさせていただきたいと思います。資料の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。よろございますでしょうか。

まず、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございますけれども、今回、8条の2項につきまして、時間外勤務代休時間というのを設けております。このことは、ここに書いてありますように、任命権者は、基山町職員の給与に関する条例第16条4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置の対象となるべき時間、これを時間外勤務代休時間という、という、この時間外勤務代休時間というのがどういうものであるかというこ

とをしたものでございます。この16条4項につきましては後のほうで出てきますので、そのときに説明をしたいと思います。

2項につきましては、前項の規定によって時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務をすることを要しない。振りかえられた場合は勤務をすることを要しない、勤務をしなくていいということでございます。

続きまして、その下でございますけれども、8条の2項が新設されましたので、もともと8条の2を今度8条の3とすることでございます。

10条の分につきましては、勤務日等ということで、前に第8条の2で、第3条第2項、第4条または第5条の規定により勤務時間が割り振られた日を勤務日等ということになっておりますので、それにかえたものでございます。

その10条の1項の下の分の、8条の2によって時間外勤務代休時間というのを決めましたので、右側の改正前の休日日を、第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を追加するものでございます。

続きまして、基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いします。8ページと9ページでございます。

育児短時間勤務職員といいますのは、4パターンがございます。週2日勤務、週3日勤務、1日3時間55分勤務、1日4時間55分勤務の4通りの勤務体系がございます。その中におきまして、その職員の今回の改正によるものでございます。

17条の表欄中の16条1項の下の欄に次のものを加えるものでございます。9ページでございますけれども、給与条例の16条の第4項として第2項、これは次をちょっとはぐっていただきまして11ページのところでございますけれども、上から5行目の第2項の規定によりこの読みかえ規定でございます。そこを、基山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号。以下「育児休業条例」という。）ということの追加が入ります。その読みかえ規定でございます。

それと、その下でございますけれども、給与条例第16条第5項、この件に関しましては、その次、11ページの下から4行目ですね、要しないということの読みかえ規定で、それから下のただし書きがこのようになりますよと。育児短時間勤務職員についてはこのただし書きがつきますよということですよ。この内容につきましては、60時間を超えた分に対するの振り

かえを指定した場合は割り増し分の支給を要しないということでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

基山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、3項には割り振り変更前という字句の改正を行っております。

それと、4項につきましては、先ほど言いました「100分の125」が「100分の150」、深夜につきましては「100分の150」が「100分の175」になるということの規定をしてるものがございます。

それと、5項につきましては、振りかえ分については割り増し分は支給しないということの規定をしてるものがございます。

それから、6項につきましては、再任用短時間勤務者の職員に対する規定でございます。

次、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページ、私が最初に申し上げた分がここに、内容の13ページの上のほうに書いてる分が要約したものでございます。この条例の要約したものでございます。

それと、下の右下に四角で書いてる分についてちょっと御説明させていただきたいと思えます。

これ、例でございますけれども、例えば時間外勤務を月76時間行った場合の代替休をとる場合の例でございます。ここを読みますと、一月の60時間を超える16時間分の時間外勤務手当の支給割り合いの引き上げ分25%の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することも可能であると。それは、16時間に、割り増し分ですね、0.25が4時間分となりますので、その4時間分の時間外勤務代休時間を指定することが可能となるということでございます。この説明をしてあるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。議員各位におきましてはよく審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第12号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。（「休憩」と呼ぶ者あり）一生懸命しよるけん休憩は。失礼しました。

10時50分まで休憩します。

～午前10時39分 休憩～

～ 午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

続きまして、第12号議案の担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、私のほうから、第12号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、4月より子育て交流広場を保健センターのほうで行うということでの改正でございます。場所につきましては、2階の母子相談室、和室の部屋でございますが、それと研修室1、この2部屋を使いまして子育て交流広場を行いたいと思っております。それに伴いまして、設置の第1条の改正と第2条、それから使用料の改正をお願いいたしてるところでございます。

まず、内容につきましては、議案・補正予算関係資料の18ページで説明をさせていただきますと思いますので、お聞きいただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

まず、設置の第1条でございます。第1条の今までの内容に加えまして、今回、地域の子育て支援機能の充実を図り、子供の健やかな育ちを促進するためということをつけ加えまして改正をお願いいたしております。

それから、第2条でございます。第2条につきましては、第2条中第4号を5号といたしまして、3号の次に子育て支援に関する内容を加えております。

それから、使用料でございますが、現在では調理室、研修室、母子相談室という3つの区分けを行っておりますが、4月からは母子相談室それから研修室の1を子育てのほうで使用するということで、新しく保健センターの目的として使用いたします内容を改めさせていただきます。研修室をそれぞれ1、2、3と分けさせていただいておりますのと、母子相談室を外させていただいております。研修室1につきましては、今までは2階の一番奥、北側が研修室1にしておりましたが、1階の向かって左側、広い部屋を研修室1ということで4月から皆様方に御利用していただきたいということでございます。それに伴いまして、今までは4時間間隔で借用をさせていただいております。ですから、4時間のうち3時間、2時間でも、少なくとも4時間分支払いをお願いいたしておりましたが、皆様方の利用を促進するために、使い勝手のいい形で1時間ごとに変更をさせていただいております。

内容につきましては、簡単でございますけれども以上でございます。どうぞ御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第14号議案に対する教育学習課長の補足説明を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）

それでは、第14号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、基山小学校改築事業に伴い、ふれあい館を取り壊したため、同条例中の別表中のふれあい館に係る使用料部分を削るとともに、一部条文の整理をさせていただいております。

内容につきましては新旧対照表にて御説明いたしますので、議案資料の20ページをお願いいたします。

基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正の新旧対照表でございます。改正前の別表中「基山町立基山小学校及び基山町立若基小学校」を、改正後としまして「基山町立基山小学校及び若基小学校」に改め、また改正前の基山町立基山中学校屋内運動場の欄のふれあい館に係る使用料の部分を、改正後の条例におきましてはその部分を削っております。

改正の内容については以上でございます。議員各位におかれましては、御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたしまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第16号議案に対する補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、第16号議案の平成21年度一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

まず、議案書の33ページをお開きいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。これは継続費の補正でございますけれども、基山小学校改築事業の確定によりまして、今回11,221千円の更正をし、2,227,962千円とするものでございます。

続きまして、第3表繰越明許費でございます。まず、総務費関係でございますけれども、防災情報通信設備整備事業、これJR跡でございますけれども9,000千円。それと、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業（庁舎空調設備改修事業等）でございますけれども、

3,211千円。この地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業、この事業を含めて10事業ございます。それから、地上デジタル放送受信対策補助金で20,645千円。

それからその次、民生費でございますけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（防犯街灯LED化事業）、これを含めて3事業がございます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為補正でございますけれども、平成21年度 of 自然環境保護用地借上料として、契約の更新ということで今回937千円を計上をいたしております。

続きまして、第5条地方債補正でございますけれども、事業の確定によりまして公園整備事業が2,700千円追加の27,000千円、まちづくり交付金事業が5,000千円更正の23,700千円、防災対策事業債で600千円更正の3,800千円、義務教育施設整備事業債で11,700千円の更正で122,800千円、補助災害復旧事業債で200千円更正の1,000千円でございます。

続きまして、事項別明細によりまして説明をさせていただきたいと思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。よございますでしょうか。11款1項1目でございますけれども、農地農業用施設災害復旧費分担金、今回8,363千円の更正をお願いしております。この件に関しましては、この災害が激甚災害の適用を受けることになったことによるものです。農地は92.1、施設は96.2の補助率でございます。

続きまして、7ページをお開きいただきます。13款2項1目、子ども手当事務取扱補助金として4,169千円の追加をお願いしております。これは、子ども手当の創設によるものでございます。

それから、4目、教育費国庫補助金でございますけれども、1節の安全・安心な学校づくり交付金で今回20,365千円の更正をお願いしております。これにつきましては、基山小学校改築の屋外運動場等に係る額の確定によるものでございます。それから、学校情報通信技術環境整備事業補助金、これはパソコン、テレビの分でございまして、今回2,975千円の追加をお願いしております。補助率は2分の1でございます。それから、2節の中学校費補助金でございます。学校情報通信技術環境整備事業補助金、これも先ほど言いましたパソコンとテレビに伴うもので、今回1,739千円、補助率2分の1でございます。それから、安全・安心な学校づくり交付金、今回18,622千円の追加をお願いしております。これは基山中学校の体育館の耐震工事に伴うもので、補助率は3分の2でございます。

それから、8目の地域活性化・公共投資臨時交付金で、今回50,139千円の追加をお願いを

しております。この事業としましては、美しい森林づくり基盤整備事業、中学校体育館耐震工事、町道補修工事、まちづくり交付金事業でございます。続きまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で、今回48,505千円の追加をお願いしております。これは、全部で18事業分でございます。続きまして、地上デジタル放送受信対策事業費補助金として20,645千円の追加をお願いしております。これは、宮浦、丸林地区に伴うものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。14款2項8目の災害復旧費県補助金でございますけれども、今回3,048千円の追加をお願いしております。これは、先ほども言いました激甚災害適用による国庫補助率の増嵩によります追加でございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。20款1項1目・土木債で、まちづくり交付金事業で今回5,000千円の更正をお願いしてあります。これは、事業の確定によるものでございます。

それから、5目の教育債、義務教育施設整備事業で11,700千円の更正をお願いしております。これは、先ほど言いました小学校建築に伴う事業費の確定によるものでございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。歳出に移らせていただきたいと思います。

23ページ、2款1項5目・財産管理費でございますけれども、修繕費として2,741千円の追加をお願いしております。これは、庁舎の空調関係の修理でございます。これは、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業を充てるものでございます。以後、この事業に関しましては、きめ細やかな事業ということで略させていただきます。

25ページをお開きいただきたいと思います。2款1項6目の19節、ページ数は25ページです、地上デジタル放送受信対策補助金、今回20,645千円の追加をお願いしております。歳入でも申しました宮浦と丸林地区に関するものでございます。

31ページをお開きいただきたいと思います。3款1項1目19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、今回、身体障害者自動車改造費補助金としまして100千円の追加をお願いしております。

それから、32ページをお開きいただきたいと思います。3款1項5目11節の需用費でございますけれども、修繕料として1,053千円の追加をお願いしております。これは、防犯街灯の改修でございます。これもきめ細やかな事業でございます。それから、15節の工事請負費で2,500千円の追加をお願いしております。これは、ここに書いてある防犯街灯LED化工事でございます。これは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業でございます。

続きまして、33ページをお開きいただきます。3款2項1目13節の委託料でございますけれども、子ども手当システム改修委託料として4,170千円の追加をお願いをしております。これは歳入でもございました。

それから、34ページをお開きいただきたいと思います。3款2項2目の15節・工事請負費でございます。これ、保育園給水設備改修工事1,071千円、保育園トイレ改修工事2,321千円、保育園照明設備改修工事2,797千円の追加をお願いをしております。計の6,189千円の追加をお願いしております。これは、きめ細やかな事業でございます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと思います。4款1項3目・環境衛生費の11節・需用費でございますけれども、修繕料として1,173千円の追加をお願いしております。これは、葬祭公園施設整備に関するもので、これもきめ細やかな事業でございます。

それから、36ページをお願いいたします。4款1項19節の浄化槽設置整備事業補助金でございます。今回5,964千円の更正をお願いをしております。これは、実績による更正でございます。当初、5人槽を6基としておりましたが、それを3基、六、七人槽が16基予定しておりましたが14基になったということでございます。

それから、40ページをお開きいただきたいと思います。7款1項2目の観光費でございますけれども、修繕料で500千円の追加をお願いしております。これは、基山公園の便所の改修に関するものでございます。これもきめ細やかな事業でございます。

それから、42ページをお開きいただきたいと思います。8款2項1目11節・需用費でございますが、その中の修繕料2,000千円の追加をお願いしております。これは、けやき台のフェンスの改修に伴うものでございます。それから、13節・委託料の橋梁長寿命化修繕計画点検業務委託料の6,720千円の更正でございますけれども、これは入札減によるものでございます。それから、15節の工事請負費、新八ツ並橋伸縮継手補修工事、これ4,400千円でございます。それから、井出籠橋伸縮継手補修工事5,418千円の追加です。計の9,818千円の追加をお願いをしております。これは、きめ細やかな事業でございます。

続きまして、43ページをお開きいただきたいと思います。8款3項3目11節・修繕料でございますけれども、これは都市公園等遊具等施設修繕事業として3,118千円、それから若宮公園フェンス改修工事として995千円の追加をお願いしております。これもきめ細やかな事業でございます。それからその下、13節・委託料で都市公園環境整備業務委託料として1,257千円の追加をお願いをしております。これは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金

事業によるものでございます。

45ページをお開きいただきたいと思います。8款5項1目15節・工事請負費でございますけれども、町営住宅火災警報器設置工事2,447千円の更正でございます。これは、入札減によるものでございます。それから、町営住宅屋上防水改修工事8,387千円、これは追加でございます。合計の5,940千円の追加をお願いしております。町営住宅屋上防水改修工事につきましては、きめ細やかな事業でございます。

49ページをお開きいただきたいと思います。10款3項1目13節・基山中学校トイレ改修工事設計・監理委託料630千円の追加をお願いをしております。これは、きめ細やかな事業でございます。その下の15節・工事請負費で5,180千円の追加をお願いしております。これにつきましては、体育館改修工事が5,182千円の更正でございます。これは、入札減によるものでございます。それから、基山中学校トイレ改修工事で10,362千円の追加をお願いをしております。これは、きめ細やかな事業でございます。

それから、51ページをお願いします。10款4項5目でございますけれども、13節・委託料、教育委員会主催事業委託料で今回5,332千円の更正をお願いをしております。これは、主催事業がインフルエンザ等で中止になったための更正でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。議員各位におかれましては、よく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第17号議案に対する補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、第17号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正額につきましては、46,699千円、歳入歳出合計1,740,808千円をお願いをいたしております。

内容につきましては事項別明細書で説明をさせていただきたいと思いますので、第5号分をお開きいただきたいと思います。

まず、3ページをお願いいたします。歳入でございます。

新型インフルエンザ等で療養給付費が伸びてきておりますので、歳出のほうでも増額をお願いをいたしております。その分で国庫負担金の負担割合も増加するというところで、3款1項

1目1節に療養給付費負担金として9,276千円の追加をお願いいたしております。

それから4ページ、次のページをお願いいたします。2項・国庫補助金、1目・財政調整交付金でございます。これも主たる的には、今御説明申し上げました療養給付費の増加によります財政調整交付金の増加分といたしまして、1節で3,581千円の追加をお願いいたしております。

それから、2目の2節でございますが、高齢者医療制度円滑導入事業補助金、これは額的には49千円でございますが、新たに今回補正をお願いいたしております。御承知のとおり、70歳から74歳につきましては基本2割負担ということでございますが、今1割という負担で21年度は行っております。22年度も継続の予定になっておりますが、それに際しまして高齢者受給者証というのを、一応基本的には8月から7月までの形でさせていただいておりますが、2割から1割になるというのは年度での期限つきでございますので、一回これまた出し直さなければいけないということでございまして、その郵送代相当分を補助するというところでございます。

それから次のページ、5ページをお願いいたします。療養給付費交付金、4款でございます。退職被保険者等療養給付費等交付金の更正でございますが、退職分の20年度の老人医療費拠出金の精算によりまして更正が行われております。14,587千円の減額でございます。

それから次のページ、6ページをお願いいたします。5款の前期高齢者交付金でございます。これが、今回額が確定をいたしましたので44,140千円の追加をお願いいたしておりますが、御承知のとおり、65歳から74歳の加入率の多いところに少ないところから助成をする、交付をするという仕組みの交付金でございますが、額の確定によりまして追加をお願いいたしております。

それから、8ページをお願いいたします。6款の県支出金でございますけれども、第一種交付金、これも国と同様、療養給付費の追加に伴いまして、県の調整交付金分といたしまして追加をお願いいたしております。

それから、11ページをお願いいたします。諸収入の雑入でございますが、一般被保険者第三者納付金、今回2,159千円の追加をお願いいたしております。交通事故等の医療費につきましては、保険と加害者のほうで支払いをしていただくという仕組みになっておりますので、その納付金として今回2,159千円の追加をお願いいたしております。

歳入については以上でございます。

歳出をお願いいたします。

13ページでございます。2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目、2目、一般と退職のそれぞれの療養給付費でございますが、冒頭に申し上げましたとおり療養給付費が伸びてきておりますので、今後の見込みとして追加をそれぞれお願いいたしております。

それから、18ページをお願いいたします。8款の保健事業費でございますが、13節の委託料、このうち特定健康診査委託料の更正を2,063千円お願いいたしております。予定受診者の減にもよりますが、大きいのは、委託業者を昨年度健康倶楽部から今回健康財団のほうに変更いたしまして、その健診料の単価が安くなったという関係で更正をお願いいたしております。

国保につきましては以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第19号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

続きまして、第19号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

今回につきましては、11,579千円を減額いたしまして、歳入歳出合計額169,406千円をお願いをいたしております。

事項別明細書によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。歳入の1款・後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収と普通徴収でございますが、今回特別徴収につきましては15,298千円の更正をお願いいたしております。御承知のとおり、基本的には年金天引きという形をお願いをいたしておりますが、軽減の制度がいろいろございまして、基本的には7割、5割、2割でございますが、7割の方が8.5割あるいは9割、それから所得割が半額とか、そういう制度改正によりまして普通徴収に変わられる要因がございます。そういう関係と、軽減の額がある程度確定したということで今回更正をお願いいたしております。

それから、普通徴収につきましては、逆に6,175千円の追加をお願いいたしておりますが、こちらのほうは特徴から普徴へ、あるいは新規に75歳になられる方の増ということを見込んで追加をお願いいたしております。

それから、5ページをお願いいたします。受託事業収入の後期高齢者医療健康診査等受託収入でございますが、これは連合のほうから、いわゆる国保につきましては特定健診、これと同じような健診の受託を受けましてうちのほうで75歳以上を行っておりますが、これにつきましても委託の単価の減ということで、委託業者が変わった関係での更正をお願いいたしております。

それから、6ページをお願いいたします。繰入金でございますが、事務費繰入金の更正ということでございまして、広域連合への事務費としてうちのほうから出すようになっておりますが、その事務費の減ということで更正をお願いいたしております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

10ページをお願いいたします。10ページにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、19.負担金、歳入でも御説明いたしましたが、保険料の更正ということで、保険料等納付金につきましては9,240千円の減額をお願いいたしております。それから、事務費の納付金につきましても、先ほど説明を申し上げました事務費の減ということで更正をお願いいたしております。

それから、11ページをお願いいたします。保健事業、これも歳入のほうで御説明申し上げましたけれども、健診の単価の減が大きな更正の要因でございます。755千円の減をお願いいたしております。

以上で後期高齢の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第20号議案に対するまちづくり推進課長の補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

第20号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書をお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、歳入でございます。

3ページをお願いします。1款1項2目・公共下水道分担金の追加は、サングリーン基山団地第3次処理施設管理組合施設の移管に伴う分担金と区域外流入による分担金でございます。

4ページをお願いします。5款1項1目・公共下水道下水道基金利子と5款1項2目・汚水処理施設下水道基金利子の更正は、実績による更正でございます。

次のページをお願いいたします。6款1項2目・汚水処理施設基金繰入金の追加は、汚水処理施設事業分の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

6ページをお願いします。6款2項1目・一般会計繰入金の更正は、公共下水道事業分の歳入歳出の差し引きによる追加でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いします。1款1項1目・一般管理費でございます。23節・償還金利子及び割引料の追加は、130千円でございますけれども、きやま台汚水処理施設使用料過年度分の還付金でございます。平成12年に施設移管を受けておりますけれども、施設移管を受ける以前から接続されてない枅が1基あったようでございまして、今回さかのぼって還付をすることにいたしております。

8ページをお願いします。2款1項1目・公共下水道事業費でございます。まず、11節・需用費の更正は、これは電気料の更正でございます。13節・委託料についてでございますけれども、設計委託料の更正は、下水道整備方針検討業務のプロポーザル方式による発注減でございます。処理場維持管理業務委託料の追加は、業務量増によるものでございます。また、下水道台帳整備委託料の更正は、見積もり減によるものでございます。公共下水道使用料徴収事務委託料の追加は、これは接続件数の増によるものでございます。19節・負担金補助及び交付金の更正は、新型インフルエンザにより下水道展の開催が中止になったことによるものでございます。25節・積立金の追加は、サングリーン基山団地第3次処理施設管理組合施設の移管に伴う分担金の追加によるものでございます。

9ページをお願いします。2款2項1目・汚水処理施設事業費でございます。11節・需用費の追加は、きやま台と本桜団地の汚水処理施設の修繕によるものでございます。13節・委託料の追加は、これは汚水処理施設接続件数の増によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

続きまして、報告第1号について企画政策課長の補足説明を求めます。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

それでは、報告第1号 基山町土地開発公社の業務報告について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。平成22年度基山町土地開発公社事業計画でございます。用地の買収予定はございませんので、0となっております。用地の売却予定についても、予定はございませんので0となっております。

次のページをお願いいたします。平成22年度基山町土地開発公社会計予算でございます。収益的収入及び支出でございます。収入の部では10,000円となっております。これは、利息の事業外収益でございます。また、支出の部の1,128,579円は、販売及び一般管理費でございます。

次、3ページでございます。資本的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、今年度事業を予定いたしておりませんので収入は0、支出は360,963円となっております。これは支払利息と備品の取得費でございます。

次の4ページ、5ページ、6ページは、ただいま説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次、7ページをお願いいたします。これは、平成22年度の予定損益計算書でございます。事業外収益は預金利息となっております。次に、販売費及び一般管理費1,128,579円は、人件費及び諸経費でございます。事業収益は、事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を差し引いた当期損失は1,118,579円となっております。

次に、8ページでございます。平成23年3月31日現在における平成22年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。資産の部、流動資産といたしまして公有用地120,109,872円は、図書館等の用地であります。次に、負債の部としまして、長期借入金80,214,000円は、町土地開発基金からの借入金でございます。前年度繰越準備金43,664,564円から当期の損失額1,118,579円を差し引きました準備金は、42,545,985円となっております。

次に、9ページをお願いいたします。第3号議案 平成22年度基山町土地開発公社資金計画でございます。内容としましては、受入資金として2,399,052円、支払資金は622,763円で、差し引き1,776,289円でございます。

以上をもちまして平成22年度における基山町土地開発公社の事業計画及び予算、資金計画

の提案を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で各担当課長の補足説明を終わります。

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前11時36分 散会～